

## LCV「諏訪圏情報BOX」第10回

- 放送日 令和3年11月30日(火)、12月7日(火)
- テーマ 「野生鳥獣との接し方と鳥インフルエンザについて」
- 出演者 諏訪地域振興局林務課林務係 和合武志

○ 聞き手とのやりとり(概要)

(Q) 本日は野生鳥獣との接し方について、お話を伺いたと思います。

これからの時期は多くの野鳥が諏訪湖へ飛来してきますが、観察する際に気を付ける点などはありますか？

(A) はい、飛来してくる白鳥やカモなどは自然界の厳しい条件下で生きており、可愛いからといってエサを与えると、自分でエサを採れなくなったり、塩分や添加物によって体調を崩すなど、野鳥に対して悪影響を及ぼす恐れがありますので、エサを与えないでください。

(Q) 良かれと思ってエサを与える行為は、野鳥を傷つけることになるんですね。

(A) そうですね。野鳥のためにならないばかりか、下痢をして苦しい思いをさせることもあります。

(Q) そのほかに注意する点はありますか？

(A) 野鳥は体内や羽毛などに様々なウイルスを持っている可能性がありますので素手で触ることは避け、観察後は念のために手洗いやうがいをし、靴底を洗ってください。また、鳥だけでなく獣も含めた野生動物は、ケガなどをして傷ついても自然界で生き続けられる力を持っていますので、ケガなどを負った野生動物を見かけた場合には、かわいそうかもしれませんが、手を出さずに見守ってあげてください。自然の中で生き続けられない野生鳥獣を保護し続けることは野生鳥獣の尊厳を奪うことになり、弱っている鳥や獣にとって人間に触れることは大変なストレスであり、自分の身を守ろうとして思わぬ行動をとるため、危険な場合があります。野生鳥獣はペットとは全く違う生き物であることを忘れないでください。

(Q) 弱った鳥や獣の救護などは行われないのでしょうか？

(A) 絶滅が危惧される種類で、なおかつ救護したのちに野生復帰が可能な鳥獣を対象にして対応しています。

(Q) 救護の対象となる鳥獣とはどのような種類ですか？

(A) オオタカやイヌワシ、クビワコウモリ、それから長野県版レッドリストに掲載されている準絶滅危惧以上の哺乳類や鳥類が対象になります。逆に、救護の対象とならない鳥獣ですが、農林水産業や生活環境などに被害を与える、有害性の高い鳥獣として毎年相当数の捕獲がされていますカラス類やスズメ類、ニホンジカやハクビシン、あとは巣立ち期のヒナなどになります。

(Q) 分かりました。最近では鳥インフルエンザという言葉を目にする機会があります。死亡している野鳥を見かけた場合には、どのように対応すればよいのでしょうか？

(A) はい、鳥インフルエンザは主に渡り鳥が A 型インフルエンザウイルスに感染しておきる感染症です。元々日本にいて過去に感染例が少ないカラスやスズメは感染の危険性は少ないと言われています。野生の鳥は、事故によるケガや、エサが無いことが原因で衰弱して死亡する場合がありますので、死亡した野鳥に対して直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありませんが、環境省が設定する対応レベルに応じて死亡野鳥のウイルス保有状況の調査を実施しています。

(Q) なるほど、現在の対応レベルはいくつになっているのでしょうか。

(A) はい、11月11日に国内は「対応レベル3」に指定され、監視体制を強化していますが、長野県内において鳥インフルエンザは確認されていません。

衝突事故などの死因が明らかである場合以外で、野鳥の種別ごとに検査の優先調査区分が決められています。一例ですが、オオバンは同一場所で3羽以上、ヒドリガモは同一場所で1羽以上死亡していた場合に回収をして検査を行います。

(Q) 万が一、大量に死亡した野鳥を見かけた場合はどうしたらいいのでしょうか？

(A) 素手で触ることは避けていただき、野鳥を見つけた地域の市町村役場や諏訪地域振興局に御連絡ください。状況に応じて調査が必要な場合には死亡個体の回収に伺います。

(Q) 分かりました。野生鳥獣との接し方に併せて、鳥インフルエンザが疑われる場合の対応についてお話いただきました。

本日はありがとうございました。